

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年8月10日

大津地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第17号
対象土地	滋賀県大津市富士見台字野海道708番6 滋賀県大津市富士見台字野海道708番2
手続番号	令和7年第18号
対象土地	滋賀県大津市富士見台字野海道708番6 滋賀県大津市富士見台字野海道708番3
手続番号	令和7年第19号
対象土地	滋賀県大津市富士見台字野海道708番6 滋賀県大津市富士見台字野海道708番1
手続番号	令和7年第20号
対象土地	滋賀県大津市富士見台字野海道708番7 滋賀県大津市富士見台字野海道709番1